

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

4月から改正された通勤手当の非課税限度額

今月は、2026年4月から改正となった通勤手当の非課税限度額についてご案内いたします。

■ 改正内容について

令和8年度税制改正により、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額について、以下の改正が行われました。

- ・ 通勤距離が片道65km以上の人の非課税限度額の引き上げ。
- ・ 一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする人の1ヶ月当たりの非課税限度額について、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1ヶ月当たりのその駐車場等の料金相当額（上限5,000円）を加算した金額とする。

この改正は、令和8年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されております。

区分	課税されない金額	
	改正後 (令和8年4月1日以後適用)	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離の区分	
	片道2km未満	(全額課税) 同左
	片道2km以上 10km未満	4,200円 同左
	片道10km以上 15km未満	7,300円 同左
	片道15km以上 25km未満	13,500円 同左
	片道25km以上 35km未満	19,700円 同左
	片道35km以上 45km未満	25,900円 同左
	片道45km以上 55km未満	32,300円 同左
	片道55km以上 65km未満	38,700円 同左
	片道65km以上 75km未満	45,700円 同左
③ 自動車や自転車などの交通用具を使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人（通勤距離が片道2km未満である人を除きます。）に支給する通勤手当	②の金額と1か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限5,000円）との合計額	38,700円
	④ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円) 同左
	⑤ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人（その交通用具を使用する通勤距離が片道2km未満である人を除きます。）に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円) 同左
⑥ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人（その交通用具を使用する通勤距離が片道2km未満である人を除きます。）に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額と1か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限5,000円）との合計額 (最高限度 150,000円) 同左	—

なお、「一定の要件を満たす駐車場等」とは、通勤のために使用する交通用具の駐車のための駐車場等のうち、その通勤手当が支給される人の勤務する場所の周辺またはその人が通勤のために利用する交通機関の駅若しくは停留所その他の施設の周辺にあるものを指します。

また、4月20日には国税庁から「通勤手当の非課税限度額の改正に関するQ&A」が公開されました。

国税庁「通勤手当の非課税限度額の改正に関するQ&A」

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026tsukin/pdf/O1.pdf>

今回の改正により通勤手当の非課税限度額が拡大される従業員がいる場合や、従業員へ駐車場を支給しているような場合には、改正内容を再度確認し、Q&A記載の実務上の取扱い方法についてすぐにチェックしましょう。

引用元：国税庁「通勤手当の非課税限度額の改正について」

参考 URL：国税庁「通勤手当の非課税限度額の改正について」

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026tsukin/index.htm>

◆5月の労務スケジュール

～5/31 4月分社会保険料納付

～5/10 4月分源泉徴収税額住民税額の納付